

一般財産形成預金

平成30年4月2日現在

1. 商品名 (愛称)	・一般財産形成預金
2. 販売対象	・財産形成預入取扱契約先企業勤務の勤務者の方 ・1人で複数契約ができます。
3. 期 間	・積立期間3年以上 (年1回以上の預入が必要です。)
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・給与または賞与からの天引き預入 ・1回1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・預入日から1年間は払戻を行いません。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税	・預入時の店頭表示の利率を適用します。 ・個別の定期預金毎に計算し、一括支払います。 ・付利単位を100円とし、1年毎の年複利計算 (ただし、年単位とならない預入日数については、1年を365日とする日割計算) ・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
7. 手数料	_____
8. 付加できる 特約事項	_____
9. 中途解約時の 取扱	・別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
10. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・ 上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。 <p>（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）</p>